公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項							是正を求める事項	措置の内容
豊中警察署	借用財産の契約相手方の変更について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。							検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。 また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公	財産台帳へ修正登録を行った。
	種別	所在地	借用 数量	借用目的	相手方 氏名	年間 借用料	借用期間	有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産と	
	建物	豊中市蛍池 西町3丁目 555	0. 5 0 m²	通信設備設置	(注) B	無償	平成22年2 月1日から 令和69年3 月31日まで		
	(注) 平成28年4月1日に契約の相手方がAからBに変更となったが、公有 財産台帳では、「A」のまま放置されていた。						なったが、公有	してシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、 システムを用いて異動登録を行うものとする。	
								【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産 を許可又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)によ り借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共 用に供するために借用する財産は公有財産と同様 に管理する必要がある。その用に供するために土地 や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産 台帳等管理システムに登録すること。	

- 監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年10月3日から令和5年1月31日まで)